

■総論■

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画作成の趣旨

本県の総人口は、若年層の就職・進学による県外への転出や少子化などにより、昭和60年代から減少傾向にあります。令和2年国勢調査において、高齢化率は32.5%で全国16位となっており、また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が高いことが特徴として挙げられます。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口見通しによると、本県の65歳以上の高齢者数は2025(令和7)年に、75歳以上の後期高齢者数は2035(令和17)年にピークを迎える見通しとなっています。また、医療・介護双方のニーズを有する85歳以上の高齢者数は2045(令和27)年にピークを迎え、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

こうした高齢者を取り巻く現状等においても、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って、すこやかで安心して暮らしていくためには、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の深化・推進がますます重要となっており、そのためには、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上、在宅医療・介護連携の推進等に積極的に取り組み、地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりなど、市町村が主体となった地域づくりに取り組む必要があります。

この計画では、このような背景のもと、85歳以上の高齢者数がピークに近づく2040(令和22)年を見据えた中長期的な視点に立ち、高齢者の地域での生活を支えていくため、県の高齢者福祉施策や市町村支援の方向性を示しています。

第2節 計画の性格

この計画は、老人福祉法第20条の9の規定に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第118条の規定に基づく「介護保険事業支援計画」を「鹿児島県高齢者保健福祉計画」として一体的に作成するもので、「鹿児島県保健医療計画」との整合及び「鹿児島県医療費適正化計画」等との調和を図りながら、本県における高齢者の保健・医療・福祉等に関する各種施策について、総合的かつ計画的に推進するための基本的方向を明らかにします。

第3節 計画の期間

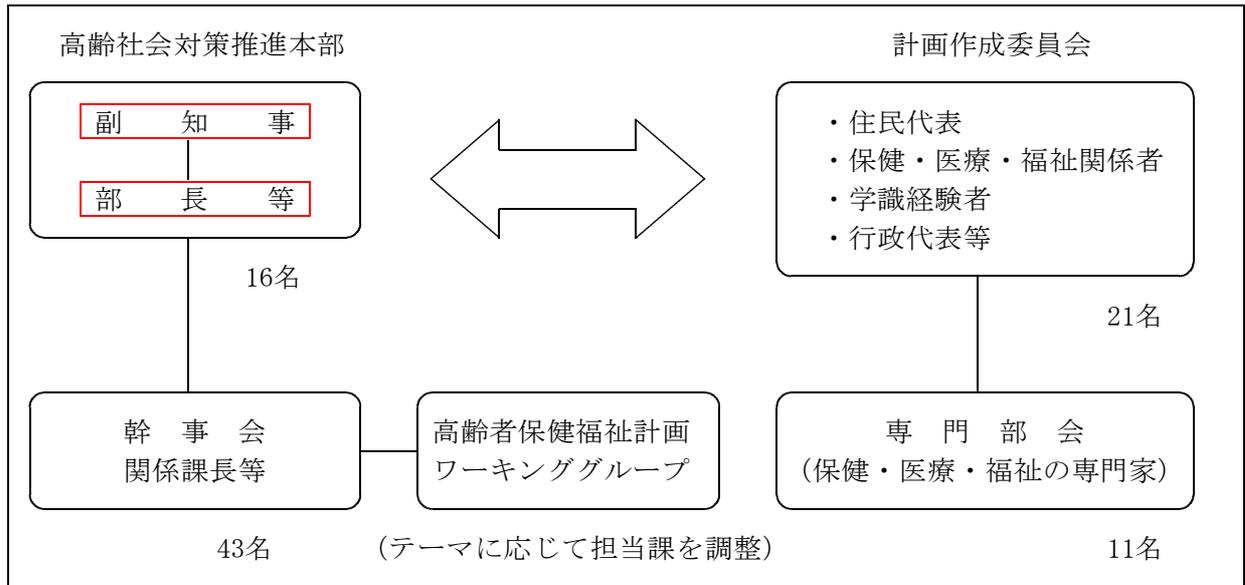
この計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。

第4節 計画作成の経緯

計画の作成に当たっては、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等21名で構成する「鹿児島県高齢者保健福祉計画作成委員会」を設置し、その意見を伺いながら進めるとともに、より専門的な助言等を得るために、委員会の中に11名で構成する「専門部会」を設置しました。

また、作成過程においては、令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査／高齢者等実態調査(以下、「高齢者等実態調査」という。)及びパブリック・コメントを実施し、広く県民の意見の把握と反映に努めました。

【図表1-1】 計画の作成体制



第5節 高齢者保健福祉圏域の設定

県計画では、介護保険法第118条の規定に基づき、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる圏域（以下「高齢者保健福祉圏域」という。）を定めることとなっています。

圏域については、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）によると、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図る観点から医療法に基づく二次保健医療圏と一致させることが望ましいとされています。

このようなことから、「高齢者保健福祉圏域」については、国の基本指針を踏まえ、鹿児島県保健医療計画の二次保健医療圏と一致させて、次の9つの圏域を設定しています。

【図表1－2】 高齢者保健福祉圏域（令和6年3月現在）

圏 域 名	対象市・郡等	市町村数
鹿児島	鹿児島市，日置市，いちき串木野市， 鹿児島郡（三島村，十島村）	5
南 薩	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市	4
川 薩	薩摩川内市，薩摩郡（さつま町）	2
出 水	阿久根市，出水市，出水郡（長島町）	3
始良・伊佐	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡（湧水町）	4
曾 於	曾於市，志布志市，曾於郡（大崎町）	3
肝 属	鹿屋市，垂水市， 肝属郡（東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町）	6
熊 毛	西之表市，熊毛郡（中種子町，南種子町，屋久島町）	4
奄 美	奄美市，大島郡（大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町）	12
9圏域		43

【図表 1 - 3】 高齢者保健福祉圏域

